

株主各位

第152回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

【事業報告】

新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

株式会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

【計算書類】

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

株式会社 松風

事業報告の「新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「株式会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の概要

当社が既に発行している新株予約権の概要は、次のとおりです。

発行回次 (付与決議日)	新株予約権 の数	目的である 株式の種類 及び数	新株 予約権の 払込金額	行使時の 払込金額	行使期間
第1回新株予約権 (2011年6月28日)	59個	普通株式 5,900株	1個当たり 67,000円	1株当たり 1円	2011年7月15日 ～2041年7月14日
第2回新株予約権 (2012年6月27日)	82個	普通株式 8,200株	1個当たり 76,500円	1株当たり 1円	2012年7月14日 ～2042年7月13日
第3回新株予約権 (2013年6月26日)	109個	普通株式 10,900株	1個当たり 79,900円	1株当たり 1円	2013年7月18日 ～2043年7月17日
第4回新株予約権 (2014年6月26日)	109個	普通株式 10,900株	1個当たり 84,900円	1株当たり 1円	2014年7月16日 ～2044年7月15日
第5回新株予約権 (2015年6月25日)	94個	普通株式 9,400株	1個当たり 121,500円	1株当たり 1円	2015年7月15日 ～2045年7月14日
第6回新株予約権 (2016年6月28日)	90個	普通株式 9,000株	1個当たり 132,500円	1株当たり 1円	2016年7月21日 ～2046年7月20日
第7回新株予約権 (2017年6月27日)	114個	普通株式 11,400株	1個当たり 123,900円	1株当たり 1円	2017年7月20日 ～2047年7月19日
第8回新株予約権 (2018年6月26日)	107個	普通株式 10,700株	1個当たり 128,500円	1株当たり 1円	2018年7月19日 ～2048年7月18日

- (注) 1. 新株予約権者のうち、取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。
2. 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めることとしております。

(2) 当社役員が保有する新株予約権の状況

上記(1)の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、次のとおりです。

区分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く。)	第1回新株予約権	50個	5,000株	1名
	第2回新株予約権	48個	4,800株	1名
	第3回新株予約権	64個	6,400株	2名
	第4回新株予約権	65個	6,500株	2名
	第5回新株予約権	57個	5,700株	4名
	第6回新株予約権	57個	5,700株	5名
	第7回新株予約権	76個	7,600株	5名
	第8回新株予約権	71個	7,100株	5名

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	40百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

(注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けただけで会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、当社の重要な子会社のうち、SHOFU Dental Corp.、SHOFU Dental GmbH、Advanced Healthcare Ltd.、上海松風齒科材料有限公司、松風齒科器材貿易(上海)有限公司、SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.、Merz Dental GmbH、SHOFU Dental India Pvt. Ltd.、台湾娜拉波股份有限公司、SHOFU Products Vietnam Co., Ltd.につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の計算書類（これに相当するものを含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当するものを含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、その他必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

株式会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

当社は、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」ことを経営理念として掲げ、歯科医療という公共性の高い分野で事業を行っている。また、企業が健全に存続し続けるためには、企業としての社会的責任を果たすことが不可欠であり、当社のように公共性の高い分野で事業を行う企業に対しては、そのことがより強く求められる。そこで、当社は企業としての社会的責任を果たすための取組みの一環として、コンプライアンスを重視した経営を推進することとし、以下のとおり内部統制システムを整備する。

①取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念を実践するために「松風グループ行動規範」を制定して、松風の役員（執行役員含む。以下同じ）及び社員として求められる規範を明示するとともに、社長執行役員を委員長とする倫理委員会を設置し、役員及び社員が法令・定款及び社内規程を遵守し、共通の倫理的価値観を持つための体制の構築及び運用・維持を行う。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断する。

さらに、コンプライアンスを重視した経営を担保するため、社長執行役員の直属組織として監査室を置き、監査室による内部監査と監査役監査の連携を図るなど、チェック体制の充実を図る。併せて内部通報制度を設け、通報者が不利益な扱いを受けないことを明確に示すことによって、不祥事の早期発見に努める。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る情報については、別に定める「取締役会規程」、「常務会規程」、「稟議規程」、「内部情報管理規程」及び「文書取扱規程」において、情報の性質に応じた保存年限、保存方法等を定め、適切に保存し管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

松風グループのコンプライアンス、品質、環境、災害、情報セキュリティ、与信等に係るリスクについては、それぞれの担当部門で規程、ガイドラインを制定、教育研修を実施するほか、マニュアルの作成・配布等を行うことを通じて、担当する業務に関するリスクの早期把握に努め、リスク回避及びリスクの最小化のために必要な措置を講じ、関係部門と連携を図り対応を行う。

また、新たに生じたリスクへの対応のために必要な場合は、速やかに対応責任者を定め、必要な対応をとる。

さらに、内部監査を通じて、リスクの発見やリスク対応措置の見直しを行い、継続的な体制改善を図る。

④取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。

コーポレートガバナンスの強化を図るため、コーポレートガバナンス会議を置き、経営戦略、計画等の議論を行うほか、取締役会の諮問機関である指名・報酬協議会で取締役の選解任、報酬、後継者育成等に関する事項を審議し、公正性・透明性・客観性を担保する。

取締役は、法令、定款に基づくほか、重要事項については、「取締役会規程」、「常務会規程」、「職務権限規程」によって定められた決裁権限に基づいて、適正に職務を執行する。

また、迅速な意思決定を行うことにより、効率的な職務執行を図るため、担当執行役員制度及び執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会及び担当執行役員の指導・監視のもと、委譲された権限を行使して職務を執行する。

さらに、常務執行役員以上の執行役員及び役付取締役で構成する常務会を設置し、取締役会への付議事項の審査、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する戦略的事項等重要事項の決定を行うとともに、中長期経営計画、年度経営計画等重要経営課題の検討、立案及び実行管理を行い、事業活動の円滑化、経営効率の向上を図る。

上記の職務執行にかかる意思決定については、「稟議規程」に基づき稟議により決定する。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ全体の企業価値及び経営効率の向上を図り、社会的責任を全うするために「関係会社管理規程」を制定し、親会社・子会社間の指揮・命令、連携を密にし、管理・指導等を行い、企業集団としての業務の適正を図る。これらを総合企画部が主管する。

また、「松風グループ行動規範」を当社及び国内外の子会社すべてに適用し、グループ全体のコンプライアンス体制強化を図る。

当社及び子会社各社は、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」システムの構築、評価及び報告に関し、適切な運営を図る。

また、子会社各社についても当社監査室による内部監査及び当社監査役による監査役監査を実施する。子会社各社は自社の業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合は、監査役の指名する社員に委嘱することとする。当該社員の人事考課については監査役会の同意を得て実施する。当該社員を対象とする人事異動を行うにあたっては、監査役会の同意を得て行う。

⑦取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役会に職務の執行状況を報告する。また、監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役、執行役員及び社員に報告を求めることができる。さらに、関係部門及びグループ会社の調査、重要案件の決裁書の確認などにより監査を行うほか、必要に応じ子会社の取締役、社員等から報告を受ける。取締役、執行役員及び社員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項が生じた場合、監査役会へ報告する。取締役会は、監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けない体制を整備する。監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、会計監査人との情報の交換を行う。

監査役会は、子会社監査役を含めた相互の情報提供や意見交換を十分に行うほか、監査室や会計監査人との緊密な連携を図る。

監査役は、その職務の執行に必要な費用等を会社に請求できるほか、必要に応じ、会社の費用で、外部専門家を任用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①コンプライアンスに対する取組みの状況

当社は「松風グループ行動規範」を制定し、松風の役員及び社員として求められる規範を明示するとともに、当社及び国内外のすべてのグループ会社に周知徹底を図っております。また、階層別のコンプライアンス教育の実施やコンプライアンスに関する情報を定期的に発信し、コンプライアンス意識の向上に注力するとともに、反社会的勢力との関係を一切遮断しております。その他、違法行為や不祥事の早期発見及び是正を図るために、社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、その運用状況を社長執行役員を委員長とする倫理委員会に報告しております。

②情報の保存及び管理に対する取組みの状況

取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき、情報の性質に応じた保存年限、保存方法等を定め、適切に保存・管理しております。

③損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社は、コンプライアンス、品質、環境、災害、情報セキュリティ、与信等に関する規程及びガイドラインを制定するほか、コンプライアンス、情報セキュリティ等をテーマにした教育研修を実施し、リスク回避やリスクの最小化に努めております。また、監査室による内部監査を行い、社長執行役員に結果を報告するとともに、リスクの発見やリスク対応措置の見直しを行い、継続的な業務体制の改善を図っております。

④職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役4名を含む取締役9名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。当期における取締役会は17回開催し、重要事項の決定、取締役の業務執行状況の監督等を行い、活発な意見交換がなされております。当社は、効率的な職務執行を図るため、担当執行役員制度及び執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会及び担当執行役員の指導・監視のもと、委譲された権限を行使して職務を執行しております。また、常務執行役員以上の執行役員及び役付取締役で構成する常務会では、取締役会への付議事項の審査、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する戦略的事項等、特に重要な事項を審査・決定しております。

⑤当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、重要事項については取締役会において審議、決議を行うなど、親会社・子会社間の指揮・命令、連携を密にし、管理・指導等を行いながら企業集団としての適正な業務運営を図っております。また、国内外の子会社の役職員に対しても「松風グループ行動規範」の周知徹底を図り、グループ全体のコンプライアンス体制を強化しております。その他、子会社に対して、当社監査室による内部監査及び当社監査役による監査役監査を実施しております。

⑥監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会及びその他の重要会議への出席、関係部門及びグループ会社の調査、重要案件の決裁書の確認等を通じて、取締役の職務執行の監査等を行っております。また、監査室や会計監査人と緊密な連携を図るとともに、子会社監査役等を含めた相互の情報提供や意見交換を行っております。

株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、歯科器材の国際的メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、そして世界の歯科医療に貢献し、このことを通じて人々の「健康」と「美」に貢献するという当社に与えられた社会的使命、それら当社グループの企業価値を構成する要素等への理解が不可欠であり、これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉等を機軸とした中長期的な視野を持った取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切にご判断いただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」という経営理念とともに、「質の重視と量の拡大」「変化への挑戦」を行動指針として企業価値の向上に努めております。また、当社グループでは、連結売上高500億円、連結営業利益75億円の実現に向けて、欧米を中心とした先進国市場や、経済成長に伴う生活水準の向上が期待される新興国市場の需要を取り込むべく、経営資源の配分を大きく海外へシフトし、海外事業の拡大を軸に取り組みでまいります。具体的な取組みとしては、「松風グループ 第四次中期経営計画」を策定し、①地域の需要・ニーズに適合した新製品の開発、②生産拠点の再配置、海外生産の拡大、③販売網・販売拠点の整備及び国内外学術ネットワークの構築、④海外展開を積極的に進めるための人材育成・確保、⑤M&Aの推進、⑥グループガバナンスの強化、⑦三井化学株式会社、サンメディカル株式会社との業務提携といった重点施策を通じて、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めてまい

ります。

また、経営体制及びコーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として、2020年6月の株主総会において取締役の員数を8名から9名に増員するとともに、豊富な経験を有する社外取締役を2名から4名（うち、独立社外取締役3名）に増員しております。これにより、取締役会に占める独立社外取締役の割合を3分の1とし、2021年12月には当社コーポレートガバナンス・ガイドラインでも、取締役会に占める独立社外取締役の割合を3分の1以上とする旨を定める改訂を行っております。当社は、独立社外取締役がその知見に基づき助言を行うこと、経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じて経営の監督を行うこと、利益相反に関する監督を行うこと、ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させることが、独立社外取締役の主たる役割の一つと考えております。さらに、当社は、社外役員の独立性を確保するために、当社独自の社外役員の独立性基準を定めております。加えて、代表取締役及び過半数を占める独立社外取締役で構成する「指名・報酬協議会」を設置し、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化を図るとともに、代表取締役及び独立社外取締役で構成する「コーポレートガバナンス会議」を設置し、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行い、取締役会に対して答申しております。また、社長執行役員以下全執行役員、各部長及び国内子会社社長で構成する「サステナビリティ委員会」を設置し、サステナビリティの基本方針や戦略・計画の策定、目標とすべき指標の設定等について審議を行うとともに、取組状況のモニタリング等を実施し、取締役会に報告や提言を行っております。

なお、当社は、取締役及び監査役の、就任時及び就任後に必要とされる知識、情報を提供するため、外部研修等の活用を含め、適宜役員研修を実施しております。

このような体制整備のほか、当社では情報開示の充実がコーポレート・ガバナンスにとって有効な機能を果たすと考えており、各種の会社情報を適時、適切にかつ積極的に開示することによって、株主の皆様やその他外部からのチェック機能を高め、経営の透明度を高めることを今後とも充実させていきたいと考えております。

(3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2022年5月11日開催の取締役会において、(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を継続することを決議いたしました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」と

いい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。)が行われる場合に、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールへの遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。なお、2022年3月末日現在、当社の筆頭株主である三井化学株式会社は当社株式の20.00%を保有しておりますが、三井化学株式会社とは、同社との間の業務・資本提携に基づき当社の主要株主として友好的な関係を構築しており、現時点において本対応方針における適用対象とはなりません。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。但し、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求める等の恣意的な運用を避ける観点から、情報提供期間を、必要情報リストを大規模買付者に交付した日の翌日から起算して60日間に限定し、仮に必要な情報が十分に提出されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で情報提供にかかる大規模買付者とのやり取りを打ち切ります。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後又は情報提供期間が満了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長がありえます。）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる企業価値検討委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置を発動すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置を発動すべきか否か、対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に

際しては、企業価値検討委員会に諮問することとします。企業価値検討委員会は、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置発動を勧告した場合、②大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置発動を勧告した場合、及び③大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものとします。

当社取締役会は、株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り企業価値検討委員会の上記勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等の対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行うものとします。対抗措置として新株予約権の発行を実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が対抗措置の発動を決定した後も、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の変更又は停止を行うことがあります。当社取締役会は、上記決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、2022年6月24日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後も同様とします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.shofu.co.jp/ir/>）に掲載する2022年5月11日付プレスリリースをご覧ください。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記(2)の当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、そこに記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、(3)会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みに記載した本対応方針も、そこに記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社

の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として企業価値検討委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、企業価値検討委員会が株主総会に諮る必要がないと判断する限定的な場合を除き、原則として株主総会決議によって対抗措置の発動の可否が決められること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,968	6,142	18,406	△379	30,138
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△1,098		△1,098
親会社株主に帰属する当期純利益			3,655		3,655
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△8		83	74
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	△8	2,557	82	2,631
当 期 末 残 高	5,968	6,134	20,964	△297	32,770

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	3,201	1,348	655	5,204	99	73	35,515
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△1,098
親会社株主に帰属する当期純利益							3,655
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							74
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	1,893	1,272	308	3,474	△19	8	3,462
当 期 変 動 額 合 計	1,893	1,272	308	3,474	△19	8	6,094
当 期 末 残 高	5,094	2,620	963	8,678	79	82	41,609

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 18社

連結子会社の名称

株式会社 滋賀松風、株式会社 松風プロダクツ京都、株式会社 ネイルラボ、
松風バイオフィックス 株式会社、SHOFU Dental Corp.、Nail Labo Inc.、
SHOFU Dental GmbH、Merz Dental GmbH、Digital Dental Services GmbH、
Advanced Healthcare Ltd.、上海松風歯科材料有限公司、
松風歯科器材貿易(上海)有限公司、台湾娜拉波股份有限公司、
SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.、SHOFU Dental India Pvt. Ltd.、
SHOFU Dental Brasil Comercio de Produtos Odontologicos Ltda.、
SHOFU Products Vietnam Co., Ltd.、Smart Dentistry Solutions Inc.

非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称

SHOFU MEXICO S.de R.L.de C.V.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法を適用した関連会社の名称等

関連会社の名称

サンメディカル株式会社

3. 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

SHOFU MEXICO S.de R.L.de C.V.

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海松風歯科材料有限公司及び松風歯科器材貿易(上海)有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

②棚卸資産

主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械装置及び運搬具 3～17年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①デンタル関連事業

歯科治療や歯科技工物製作で使用される、人工歯、研削研磨材、化工品、セメント、金属、機械器具など、歯科材料・機器を製造・販売しております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で、顧客がその支配を獲得し履行義務が充足されると判断しております。なお、国内の販売において、出荷時から商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合は、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。また、輸出版売については、貿易条件に基づき商品及び製品の船積みが完了した時点において、商品及び製品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから船積時点で収益を認識しております。

②ネイル関連事業

ネイルケア用品、器具を製造・販売しております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で、顧客がその支配を獲得し履行義務が充足されると判断しております。なお、国内の販売において、出荷時から商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合は、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。また、輸出版売については、貿易条件に基づき商品及び製品の船積み完了した時点において、商品及び製品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから船積時点で収益を認識しております。

③その他の事業

工業用材料を製造・販売しております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で、顧客がその支配を獲得し履行義務が充足されると判断しております。なお、国内の販売において、出荷時から商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合は、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

また、海外の連結子会社は主に確定拠出方式を採用しております。

②外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、各連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

③控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

④グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

⑤のれんの償却に関する事項

持分法の適用にあたり、発生したのれん相当額について、11年間で均等償却しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 14,981百万円

2. コミットメントライン契約

当社は、機動的かつ安定的な資金調達体制を構築するため、取引金融機関4行とコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく借入未実行残高等は、次のとおりです。

コミットメントラインの総額	2,000百万円
借入未実行残高	－百万円
差引残高	2,000百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

会社名	用途	場所	種類	金額
Merz Dental GmbH	デンタル事業用資産	ドイツ	建設仮勘定	173百万円

(1) 減損損失を認識するに至った経緯

製造設備の開発を一部中止する意思決定を行ったため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(2) 資産のグルーピングの方法

減損会計の適用にあたって報告セグメントを基準に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行い、遊休資産及び処分予定資産等については個別に資産のグルーピングを行っております。

(3) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値及び正味売却価額が見込めないため、零として算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数
普通株式 17,894,089株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
2023年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
 - ・普通株式の配当に関する事項配当金の総額 743百万円
1株当たり配当額 42.00円
基準日 2023年3月31日
効力発生日 2023年6月7日

2023年11月2日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
 - ・普通株式の配当に関する事項配当金の総額 354百万円
1株当たり配当額 20.00円
基準日 2023年9月30日
効力発生日 2023年11月30日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2024年5月17日開催の取締役会において、次のとおり付議する予定であります。
 - ・普通株式の配当に関する事項配当金の総額 745百万円
配当の原資 利益剰余金
1株当たり配当額 42.00円
基準日 2024年3月31日
効力発生日 2024年6月5日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数
普通株式 76,400株

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	デンタル 関連事業	ネイル 関連事業	その他の 事業	
日本	14,138	1,367	81	15,588
北米・中南米	4,023	218	－	4,241
欧州	7,492	－	－	7,492
アジア	6,970	787	－	7,758
顧客との契約から生じる収益	32,624	2,373	81	35,080
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高 (注)	32,624	2,373	81	35,080

(注) 外部顧客への売上高は、当社及び連結子会社の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「5. 会計方針に関する事項」の「(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	3,493	4,539
契約負債	6	75

契約負債は、主に履行義務を充足する前に支払条件に基づき顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は、6百万円です。なお、当社及び連結子会社において、契約資産はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等を中心とし、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。また、不測の事態に備えて金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。なお、デリバティブ取引は、為替変動リスクを回避することを目的とした為替予約取引であり、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として、株式であり、上場株式については月次で時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に長期的な運転資金等を目的とした資金調達であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差 額
(1) 受取手形	222	222	—
(2) 売掛金	4,316	4,316	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	8,899	8,899	—
(4) 買掛金	(1,378)	(1,378)	—
(5) 長期借入金(1年内返済予定の長期 借入金を含む)	(281)	(280)	△0
(6) デリバティブ取引	(40)	(40)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式 (*)	2,633
非上場株式 (*)	20

(*) これらについては「その他有価証券」には含めておりません。また、関係会社株式に持分法適用関連会社を含めております。

(注3) デリバティブ取引にはヘッジ会計が適用されておりません。なお、正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	8,899	—	—	8,899
資産計	8,899	—	—	8,899
デリバティブ取引				
通貨関連	—	40	—	40
負債計	—	40	—	40

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
受取手形		222		222
売掛金		4,316		4,316
資産計	—	4,539	—	4,539
買掛金		1,378		1,378
長期借入金(1年内返済予定の 長期借入金を含む)		280		280
負債計	—	1,659	—	1,659

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、先物市場価格によって評価をしているため、レベル2の時価に分類しております。

受取手形、売掛金、買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	2,336円04銭
1 株当たり当期純利益	206円18銭

(重要な後発事象)

株式分割

当社は、2024年5月1日開催の取締役会において、株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割により最低投資金額を引き下げ、当社株式の流動性を高めるとともに、投資家層のさらなる拡大をはかることを目的としております。

2. 株式分割の内容

(1) 分割の方法

2024年9月30日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記録された株主が所有する当社普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	17,894,089株
今回の分割により増加する株式数	17,894,089株
株式分割後の発行済株式総数	35,788,178株
株式分割後の発行可能株式総数	128,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日 2024年9月13日（金曜日）（予定）

基準日 2024年9月30日（月曜日）

効力発生日 2024年10月1日（火曜日）

3. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。

1株当たり純資産額	1,168円02銭
1株当たり当期純利益	103円09銭

4. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2024年10月1日を効力発生日として当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は下記のとおりです。(下線は変更部分を示しております。)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>6,400万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1億2,800万株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

取締役会決議日 2024年 5 月 1 日 (水曜日)

定款変更の効力発生日 2024年 10 月 1 日 (火曜日)

5. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に伴う当社の資本金の額の変更はありません。

(2) 配当について

今回の株式分割は、2024年10月1日を効力発生日としておりますので、2024年3月31日を基準日とする2024年3月期の期末配当金及び2024年9月30日を基準日とする2025年3月期の中間配当金につきましては、株式分割前の株式数が対象となります。

(3) 株主優待について

当社では、下記の株主様ご優待制度を設けておりますが、今回の株式分割に伴う変更はありません。

自社製品のご提供	対象：毎年3月31日現在の株主名簿に記録された1単元(100株)以上保有の株主様
自社製品のご優待価格販売	対象：毎年3月31日現在の株主名簿に記録された全ての株主様
ネイル製品のご優待価格販売	対象：毎年9月30日現在の株主名簿に記録された全ての株主様

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
						配当準備金	固定資産圧積	資産縮立金	別途積立金	
当期首残高	5,968	6,071	71	6,142	1,118	260	7	740	12,039	14,165
当期変動額										
固定資産圧積立金の取崩							△0		0	-
剰余金の配当									△1,098	△1,098
当期純利益									3,506	3,506
自己株式の取得										
自己株式の処分			△8	△8						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	△8	△8	-	-	△0	-	2,408	2,407
当期末残高	5,968	6,071	63	6,134	1,118	260	7	740	14,447	16,573

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△379	25,897	3,201	3,201	99	29,197
当期変動額						
固定資産圧積立金の取崩		-				-
剰余金の配当		△1,098				△1,098
当期純利益		3,506				3,506
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	83	74				74
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			1,893	1,893	△19	1,873
当期変動額合計	82	2,481	1,893	1,893	△19	4,355
当期末残高	△297	28,379	5,094	5,094	79	33,552

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

仕掛品

原材料及び貯蔵品

} 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

ただし、当事業年度は年金資産が退職給付債務を超過しているため、当該超過額を前払年金費用として計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

デンタル関連事業

歯科治療や歯科技工物製作で使用される、人工歯、研削研磨材、化工品、セメント、金属、機械器具など、歯科材料・機器を製造・販売しております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で、顧客がその支配を獲得し履行義務が充足されると判断しております。なお、国内の販売において、出荷時から商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合は、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売については、貿易条件に基づき商品及び製品の船積みが完了した時点において、商品及び製品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから船積時点で収益を認識しております。

商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約

(ヘッジ対象)

外貨建金銭債権

(3) ヘッジ方針

主として社内管理規程に基づき、為替変動リスクについてヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約締結時に、外貨建てによる金額で同一期日の為替予約を対応させており、ヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定されているため、ヘッジ有効性の評価は省略しております。

6. 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	8,716百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを含む)	
短期金銭債権	3,403百万円
長期金銭債権	1,486百万円
短期金銭債務	781百万円
長期金銭債務	802百万円
3. コミットメントライン契約	
当社は、機動的かつ安定的な資金調達体制を構築するため、取引金融機関4行とコミットメントライン契約を締結しております。	
これらの契約に基づく借入未実行残高等は、次のとおりです。	
コミットメントラインの総額	2,000百万円
借入未実行残高	－百万円
差引残高	2,000百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	7,551百万円
仕入高	2,829百万円
販売費及び一般管理費	31百万円
営業取引以外の取引高	2,337百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の株式数	
普通株式	151,114株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	3百万円
未払賞与	179百万円
株式評価損	385百万円
役員退職慰労金	39百万円
減価償却限度超過額	89百万円
その他の他	357百万円
繰延税金資産小計	1,055百万円
評価性引当額	△466百万円
繰延税金資産合計	588百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△2,200百万円
固定資産圧縮積立金	△3百万円
前払年金費用	△182百万円
繰延税金負債合計	△2,385百万円
繰延税金負債の純額	△1,797百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Merz Dental GmbH	所有直接100%	資金の貸借 営業取引 役員の兼任	資金の貸付	149	関係会社 長期貸付金	683
				資金の回収	37		
				利息の受取(注1)	19		
子会社	SHOFU Products Vietnam Co., Ltd.	所有直接100%	資金の貸借 営業取引 役員の兼任	資金の貸付	—	関係会社 長期貸付金	802
				利息の受取(注1)	38		
子会社	SHOFU Dental Corp.	所有直接100%	資金の貸借 営業取引 役員の兼任	資金の借入	—	関係会社 長期借入金	802
				利息の支払(注1)	35		
				商品及び製品の販売(注2)	1,637	売掛金	852
子会社	松風歯科器材貿易(上海)有限公司	所有直接100%	営業取引 役員の兼任	商品及び製品の販売(注2)	2,511	売掛金	715
子会社	SHOFU Dental GmbH	所有直接100%	資金の貸借 営業取引 役員の兼任	資金の借入	319	関係会社 短期借入金	326
				利息の支払(注1)	7		
				商品及び製品の販売(注2)	2,038	売掛金	535
子会社	SHOFU Dental India Pvt. Ltd.	所有直接99%	営業取引 役員の兼任	商品及び製品の販売(注2)	370	売掛金	581

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1)資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して決定しております。

(注2)商品及び製品の販売については、市場価格、当社の原価等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

計算書類

2.役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	根来 紀行	(被所有)直接 0.53%	代表取締役会長	金銭報酬債権の 現物出資 (注)	11	—	—

(注)譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「5. 会計方針に関する事項」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,886円58銭
1株当たり当期純利益	197円74銭

(重要な後発事象)

株式分割

当社は、2024年5月1日開催の取締役会において、株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

1. 株式分割の目的

株式分割により最低投資金額を引き下げ、当社株式の流動性を高めるとともに、投資家層のさらなる拡大をはかることを目的としております。

2. 株式分割の内容

(1) 分割の方法

2024年9月30日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記録された株主が所有する当社普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	17,894,089株
今回の分割により増加する株式数	17,894,089株
株式分割後の発行済株式総数	35,788,178株
株式分割後の発行可能株式総数	128,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日 2024年9月13日（金曜日）（予定）

基準日 2024年9月30日（月曜日）

効力発生日 2024年10月1日（火曜日）

3. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。

1株当たり純資産額 943円29銭

1株当たり当期純利益 98円87銭

4. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2024年10月1日を効力発生日として当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は下記のとおりです。(下線は変更部分を示しております。)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>6,400万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1億2,800万株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

取締役会決議日 2024年 5 月 1 日 (水曜日)

定款変更の効力発生日 2024年 10 月 1 日 (火曜日)

5. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に伴う当社の資本金の額の変更はありません。

(2) 配当について

今回の株式分割は、2024年10月1日を効力発生日としておりますので、2024年3月31日を基準日とする2024年3月期の期末配当金及び2024年9月30日を基準日とする2025年3月期の中間配当金につきましては、株式分割前の株式数が対象となります。

(3) 株主優待について

当社では、下記の株主様ご優待制度を設けておりますが、今回の株式分割に伴う変更はありません。

自社製品のご提供	対象：毎年3月31日現在の株主名簿に記録された1単元(100株)以上保有の株主様
自社製品のご優待価格販売	対象：毎年3月31日現在の株主名簿に記録された全ての株主様
ネイル製品のご優待価格販売	対象：毎年9月30日現在の株主名簿に記録された全ての株主様